

○鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間および休暇等に関する条例等の特例を定める条例

平成元年2月17日

条例第1号

昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律(平成元年法律第4号)に規定する日は、鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間および休暇等に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第11号)第6条第1項および鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第13号)第20条第3項に規定する休日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。